

業 務 委 託 契 約 書 (案)

委託者 新潟県(以下「甲」という。)と受任者 (以下「乙」という。)
とは、新潟県保健環境科学研究所 庁舎維持管理業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 業務の名称

新潟県保健環境科学研究所 庁舎維持管理業務

(2) 業務内容

別紙委託業務一覧(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 実施場所

新潟県新潟市西区曾和314番地1(新潟県保健環境科学研究所)

(委託期間)

第2条 業務の委託期間(以下「委託期間」という。)は、令和8年12月1日から令和10年11月30日までとする。

(委託料)

第3条 業務の委託料は(以下「委託料」という。)の額は、金、 円(うち取引に係る消費税額金、 円)とする。

(契約の保証金)

第4条 契約保証金は、免除とする。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(業務の労務管理)

第7条 乙は、施設管理に関する諸規定を遵守するとともに、従業員の服務、規律維持等に関して一切の責めを負うものとする。

2 乙は、契約の履行については、必要な従業員を確保し業務に支障を来たさないようにすると共に、従業員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わなければならない。

3 甲は、乙の現場責任者及び従業員に不適格と認められるものがあるときは、乙に変更を求めることができる。

4 甲は、乙の従業員の休憩室及び物品倉庫を乙に無料で使用させるものとする。また、これに係る光熱水費は甲が負担する。

5 乙は、従業員に甲の職員と識別できるよう、制服を着用させなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙及び乙の従業員は、業務上知りえた機密を他に漏らしてはならない。

(作業実施計画書)

第9条 乙は、この契約締結後速やかに、仕様書に基づく作業実施計画書及び各月の請求明細書(以下「請求明細書」という。)を甲に提出し、承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

(実地調査等)

第10条 甲は必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第11条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(報告書の提出)

第12条 乙は、業務が完了したときは、仕様書に基づき遅滞なく業務報告書(以下「報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、報告書を受領したときは、仕様書に基づいた検査(以下「検査」という。)を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。

3 本条第1項の検査及び前項の補正に要する経費は、全て乙の負担とする。

(委託料の支払い)

第14条 乙は、前項の検査に合格したときは、請求明細書に基づいた前月分の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙から適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に甲の定める方法により委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、契約期間中に甲の予算の減額又は削減があった場合は、本契約を解除するものとする。

2 前項に基づき契約期間途中で契約を解除する際に乙から申出があった場合は、甲乙協議の上算定する違約金、解約金を支払う。

第16条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(3) 乙から正当な事由により契約解除の申し出があったとき。

(4) 甲の委託方針が変更されたとき。

2 前項第1号又は第2号の規定により契約が解除された場合において、乙に損害を生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により契約を解除するときは、あらかじめ1か月前に、相手方に通告しなければならないものとする。

第17条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第65条から第67条の規定による審決(独占禁止法第66条第3項の規定による原処分 of 全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第5項の規定により確定したとき。

- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等(乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、第15条第1項第1号若しくは第2号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に該当するときは、甲の請求する損害賠償金を甲に支払わなければならないものとする。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の処理)

第20条 この契約に疑義が生じたときは又はその契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

年 月 日

甲 新潟県新潟市西区曾和314番地1
新潟県
新潟県保健環境科学研究所長 水戸部 英子

乙